

騒音特定施設の一覧（騒音規制法、茨城県生活環境の保全等に関する条例）

1 金属加工機械	
イ	圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のものに限る。）
ロ	製管機械
ハ	ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。）
ニ	液圧プレス（矯正プレスを除く。）
ホ	機械プレス（呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。）
ヘ	せん断機（原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。）
ト	鍛造機
チ	ワイヤーフォーミングマシン
リ	ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
ヌ	タンブラー
ル	切断機（といしを用いるものに限る。）
2 空気圧縮機 （一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの※を除き、原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。） 及び送風機 （原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。）	
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 （原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）	
4 織機 （原動機を用いるものに限る。）	
5 建設用資材製造機械	
イ	コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）
ロ	アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）
6 穀物用製粉機 （ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）	
7 木材加工機械	
イ	ドラムバーカー
ロ	チップパー（原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。）
ハ	碎木機
ニ	帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。）
ホ	丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。）
ヘ	かなな盤（原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。）
8 抄紙機	
9 印刷機械 （原動機を用いるものに限る。）	
10 合成樹脂用射出成形機	
11 鋳造型機 （ジョルト式のものに限る。）	

※一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する空気圧縮機は、現状存在しません。